

2 川 監 公 第 2 4 号

令和 2 年 1 2 月 1 0 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 5 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 寺 岡 章 二

同 植 村 京 子

同 嶋 崎 嘉 夫

同 沼 沢 和 明

## 1 監査の種類

財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

### (1) 財政援助団体

ア 公益社団法人川崎市歯科医師会

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、保健医療政策室)

### (2) 出資団体

ア かわさき市民放送株式会社

(所管部局 総務企画局シティプロモーション推進室)

イ 公益財団法人川崎市国際交流協会

(所管部局 市民文化局市民生活部多文化共生推進課)

ウ 川崎冷蔵株式会社

(所管部局 経済労働局中央卸売市場北部市場管理課)

### (3) 指定管理者

ア 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎市アートセンター

(所管部局 市民文化局市民文化振興室)

イ 株式会社コンベンションリンクージ

公の施設の名称 川崎市コンベンションホール

(所管部局 経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課)

ウ かわさき新産業創造センター共同事業体

公の施設の名称 かわさき新産業創造センター

(所管部局 経済労働局イノベーション推進室)

エ テスコ株式会社

公の施設の名称 川崎市橋リサイクルコミュニティセンター

(所管部局 環境局生活環境部減量推進課)

オ 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 川崎市社会復帰訓練所

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

カ 川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体

公の施設の名称 市営自転車等駐車場 南部ブロック

(所管部局 建設緑政局自転車利活用推進室)

キ 株式会社アクサス川崎

公の施設の名称 川崎市スポーツ・文化総合センター

(所管部局 川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

ク 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 川崎市入江崎余熱利用プール

(所管部局 上下水道局サービス推進部サービス推進課)

### 3 監査の範囲

主に令和元年度執行に係る出納その他の事務

### 4 監査の期間

令和2年9月1日から同年11月27日まで

### 5 監査の方法

対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行った。また、公認会計士の専門的知見を活用した。

### 6 監査の着眼点

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されている

か、また所管部局が、これらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

## 7 監査の結果

川崎市監査基準（令和2年監査訓令第1号）に準拠し、上に述べたとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

### （1）出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

#### ア 軽易な事項で改善を要するもの

##### （ア）原状変更の手続を適正に行うべきもの

自動販売機の設置に係る原状変更の許可申請書が提出されていなかった事例

（川崎冷蔵株式会社）

（経済労働局中央卸売市場北部市場管理課）

### （2）公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

#### ア 適正な年度区分で会計処理を行うべきもの

川崎市アートセンターの管理に関する基本協定書によると、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとされている。

総勘定元帳等をみたところ、平成30年度の劇場事業に付随する物販手数料が令和元年度の収入として計上されていた。

市は、指定管理者に対し、適正な年度区分に基づいて会計処理を行うよう指導されたい。

（川崎市文化財団グループ）

（市民文化局市民文化振興室）

#### イ 施設利用に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例施行規則（平成5年規則第101号）第7条第2項によると、センターの施設の利用許可を受けようとする者は、当該施設の利用日の6月前から利用日の3日前までに指定管理者に申請しなければならないとされており、同条第3項によると、指定管理者は申請者に対し利用許可をしたときは、利用に係る許可書を申請者に交付するものとされている。また、同規則第8条によると、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用許可の申請と同時に申請をしなければならないとされている。

川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおける施設利用に係る事務をみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対して、規則等に基づいた適正な事務を行うよう指導されたい。

- (ア) 申請日が利用日当日であった事例
- (イ) 許可書の承認日が記載されていなかった事例
- (ウ) 減額の申請が利用申請と同時に行われていなかった事例
- (エ) 利用目的がその他とされているものの、内容が記載されていないまま料金の減額をしていた事例

なお、本件は、平成24年度の財政援助団体等監査における指摘を受け改善報告がなされたものの、今回も同様に発生した事例であることから、改めて市として改善を徹底されたい。

(テスコ株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

ウ 利用料金の免除に係る事務を適正に行うべきもの

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第4号）第23条によると、市営自転車等駐車場の利用料金について、指定管理者

は、あらかじめ市長が定める基準に従い、免除することができると思われる。また、川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年規則第77号）第19条の2によると、利用料金の免除を受けようとする者は、指定管理者が定めるところにより指定管理者に申請しなければならないとされている。

市営自転車等駐車場南部ブロックの各駐車場の自転車等駐車場利用料免除申請書をみたところ、いずれの免除要件に該当するかチェックがされていなかった事例や、確認書類の名称が記載されていなかった事例など、指定管理者が記載すべき事項に不備があった。

市は、指定管理者に対し、自転車等駐車場利用料免除申請書を適切に記載し、利用料金の免除に係る事務を適正に行うよう指導されたい。

（川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体）

（建設緑政局自転車利活用推進室）

#### エ 消費税に係る会計処理を適正に行うべきもの

消費税法基本通達等によると、役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引き渡しを要しないものにあつてはその約した役務の全部を完了した日とされており、令和元年10月1日以降に国内において事業者が行う資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税については、新税率が適用される。

川崎市アートセンターの委託契約についてみたところ、平成31年4月1日から令和2年3月31日までを契約期間とするデジタルサポート機器保守契約において、令和元年10月分から令和2年3月分の委託料を旧税率で算定した額で支払っていた。

市は、指定管理者に対し、消費税に係る会計処理を適正に行うよう指導されたい。

(川崎市文化財団グループ)

(市民文化局市民文化振興室)

オ 正確な収支状況を把握すべきもの

事業報告書における収支状況をみたところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

(ア) かわさき新産業創造センターの事例

人件費、再委託費及び消耗品費に計上誤りがあった。

(かわさき新産業創造センター共同事業体)

(経済労働局イノベーション推進室)

(イ) 市営自転車等駐車場南部ブロックの事例

利用料収入返還金など複数の科目に計上誤りがあった。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

カ 指定管理業務に係る収支を明確に区分すべきもの

川崎市入江崎余熱利用プールに関する基本協定書によると、物品・飲食物等の販売に関する業務は、指定管理業務に位置付けられているが、指定管理者のオリジナルサプリメントなどの販売は、自主事業に位置付けられている。

平成30年度及び令和元年度の事業報告書における収支状況をみたところ、物品・自動販売機収支の全てが自主事業として計上されているなど、指定管理業務と自主事業に係る収支が区分されていなかった。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務と自主事業に係る収支の区分を明確にするよう指導するとともに、指定管理業務に係る収支を適正に把握されたい。

(東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体)

(上下水道局サービス推進部サービス推進課)

キ 指定管理業務と自主事業の区分を明確にすべきもの

川崎市営自転車等駐車場南部ブロックの指定管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において利用料金収入以外の自己の費用と責任により自主事業を実施することができ、自主事業を実施する場合は市に計画書を提出して事前に市の承認を得なくてはならないとされている。

市営自転車等駐車場南部ブロックの自主事業についてみたところ、自主事業とされている事業の一部が、指定管理業務のうち指定管理者が企画する提案事業として事業計画書に掲載されていた。また、事業報告書の収支報告において指定管理業務と自主事業に係る支出が区分されずに合わせて計上されていた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務と自主事業を明確に区分した事業計画書及び事業報告書の提出を求めるとともに、提出された書類について内容の確認を適切に行われたい。

(川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体)

(建設緑政局自転車利活用推進室)

ク その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

川崎市スポーツ・文化総合センターにおいて、指定管理者が作成する備品の管理台帳に本市帰属備品が記載されていなかった事例

(株式会社アクサス川崎)

(川崎区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 収益及び費用を適正に計上すべきもの

川崎市橋リサイクルコミュニティセンターにおいて、事業収支決算報告で利用料金収入など複数の科目に計上誤りがあった事例

(Tesco株式会社)

(環境局生活環境部減量推進課)

## 参考資料

### 財政援助団体等監査の対象団体等の概要

#### 1 財政援助団体

(補助金額は令和元年度)

##### (1) 公益社団法人川崎市歯科医師会

###### 団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和34年11月14日
設立目的	医道の高揚、歯科医学医術の進歩発達及び公衆衛生の普及啓発を図り、もって地域社会の保健と福祉の増進並びに医療の発展に寄与することを目的とする。
財政援助の種類	補助金 6,439万円
補助金の名称	心身障害者(児)等要高度対応歯科治療事業費補助金 5,886万円 歯科保健センター等運営費補助金 553万円

#### 2 出資団体

(資本金又は基本財産は令和2年3月31日現在)

##### (1) かわさき市民放送株式会社

###### 団体の概要

設立年月日	平成8年3月8日
事業目的	1 放送法に基づく超短波放送事業 2 放送番組の制作及び販売 3 出版及び録音業務 4 音盤の製作及び販売 5 映画会、音楽会、講演会等の企画と実施 6 放送に関する人材の育成のための教育事業 7 防災関連用品の企画、販売 8 前記各号に関連附帯する事業
資本金	1億4,000万円
本市の出資状況	7,700万円(55.0%)

## (2) 公益財団法人川崎市国際交流協会

### 団体の概要

設立年月日	平成元年8月25日
設立目的	川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現をめざすことを目的とする。
基本財産	3億37万円
本市の出捐状況	3億円(99.8%)

## (3) 川崎冷蔵株式会社

### 団体の概要

設立年月日	昭和56年4月1日
事業目的	1 冷蔵凍結の業務 2 氷の製造及び販売 3 前各号に付帯する一切の業務
資本金	5,000万円
本市の出資状況	4,000万円(80.0%)

### 3 指定管理者

(指定管理料は令和元年度)

#### (1) 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎市アートセンター

##### 施設の概要

設置目的	芸術文化の創造、発信及び交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民の芸術文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号
主な事業内容	1 芸術文化の創造、発信及び交流を促進するための事業に関すること。 2 芸術文化の鑑賞会を開催すること。 3 施設及び設備を利用に供すること。 4 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関すること。 5 芸術文化に関する活動の支援に関すること。 6 芸術文化に係る施設、芸術文化に関する活動を行う団体等との連携に関すること。 7 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
指定管理料	1億5,403万円

#### (2) 株式会社コンベンションリンクージ

公の施設の名称 川崎市コンベンションホール

##### 施設の概要

設置目的	企業、研究機関、市民その他の多様な主体が交流する機会を創出することにより、これらの者の間における連携を促進し、もって地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市中原区小杉町2丁目276番地1
主な事業内容	1 コンベンション（会議、討論会、講習会、展示会その他これらに類する集会をいう。以下同じ。）等のための施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 2 施設等を利用する者に対するコンベンションの開催に係る支援を行うこと。 3 コンベンションの誘致に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	0円

### (3) かわさき新産業創造センター共同事業体

公の施設の名称 かわさき新産業創造センター

#### 施設の概要

設置目的	個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等を支援することにより地域における新たな産業の創造を図るとともに、企業を支える基盤技術の高度化の促進のための措置を講じ、もって地域経済の活性化に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区新川崎7番7号
主な事業内容	1 個人による創業及び企業の新たな事業分野への進出等のための施設及び設備を利用に供すること。 2 施設を利用する者に対する経営、技術開発等に関する相談及び助言を行うこと。 3 施設を利用する者に対し、大学その他の研究機関、企業等との共同研究を促進するための交流及び連携に関する支援を行うこと。 4 企業を支える基盤技術の高度化の促進のための研修に関すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	261万円

### (4) テスコ株式会社

公の施設の名称 川崎市橘リサイクルコミュニティセンター

#### 施設の概要

設置目的	市民による廃棄物の再利用及び再生利用に係る活動への支援並びに廃棄物に係る市民への環境学習を行うことにより、資源循環型社会の構築を推進し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区新作1丁目20番3号
主な事業内容	1 廃棄物の再利用及び再生利用に係る市民による自主的活動及び学習活動への支援に関すること。 2 廃棄物の再利用及び再生利用に係る講演会、学習会等の開催に関すること。 3 廃棄物の再利用、再生利用等に関する情報の収集及び提供に関すること。 4 廃棄物に係る再生品の提供等に関すること。 5 施設及び設備を利用に供すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な事業を行うこと。
指定期間	平成31年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	2,159万円

(5) 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 川崎市社会復帰訓練所

施設の概要

設置目的	在宅の障害者に対して、創作的活動や生活能力の向上のために必要な訓練、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援等一般就労に向けた支援の提供等を行い、もって利用者の自立の促進や在宅生活の質の向上を図るため
設置場所	川崎市高津区末長1丁目3番8号
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）法第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること。 2 就労継続支援に関すること。 3 法第5条第15項に規定する就労定着支援に関すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	351万円

(6) 川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体

公の施設の名称 市営自転車等駐車場 南部ブロック

施設の概要

設置目的	公共の場所における自転車等の放置による危険又は障害を除去することで、歩行者等の通行の安全と円滑及び災害時における緊急活動の場を確保するとともに、市民自らが自転車等の適正な駐車秩序の確立に努め、安全で住みよい生活環境の維持向上を図るため。
設置場所	川崎市川崎区、幸区内
主な事業内容	1 対象自転車等駐車場の管理運営に関すること。 2 対象自転車等駐車場の建物及び附帯設備の維持保全に関すること。
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
指定管理料	0円

(7) 株式会社アクサス川崎

公の施設の名称 川崎市スポーツ・文化総合センター

施設の概要

設置目的	市民のスポーツ活動及び文化活動の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって豊かな市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与するため。
設置場所	川崎市川崎区富士見1丁目1番4号
主な事業内容	1 施設及び設備を利用に供すること。 2 スポーツの指導及び助言に関すること。 3 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 4 各種スポーツ教室の開催に関すること。 5 スポーツの指導者養成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 6 音楽、演劇、美術等の鑑賞会、講演会、展覧会等の開催に関すること。 7 スポーツ及び文化に係る情報提供に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成29年4月1日から令和10年3月31日まで
指定管理料	4億946万円

(8) 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 川崎市入江崎余熱利用プール

施設の概要

設置目的	入江崎総合スラッジセンターにおいて汚泥を焼却する際に発生する余熱を利用した室内型の温水プールであり、市民の健康の増進を図るとともに、市民の福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号
主な事業内容	1 施設及び設備を利用に供すること。 2 各種水泳教室の開催に関すること。 3 その他必要な事業に関すること。
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで
指定管理料	1億226万円